

# 音楽科教育における道德教育の研究 —学習指導要領の検討を通して—

日 吉 武\*

(2010年10月26日 受理)

## A Study of Moral Education in School Music Education - through Study of the Curriculum -

HIYOSHI Takeshi

### 要約

平成20年1月の中央教育審議会答申では、「教育内容に関する主な改善事項」の一つとして「道德教育の充実」が掲げられた。それを受けて同年3月に告示された新しい学習指導要領では、各教科でもそれぞれの特質に応じて道德教育について指導をすることとなった。

そこで本研究では、まず小中学校の音楽科教育と道德教育の関連、そして道德教育につながる音楽科の特質について新学習指導要領の記述を中心に検討するとともに、小中学校の音楽科における道德教育のあり方について考察した。

考察の結果、道德教育につながる音楽科の特質について感性を育て豊かにする等8点に整理し、その特質と道德性との関係や道德性と音楽科の教科「内容」とのつながりを考察した上で、道德性を養う音楽科の具体的指導の提案として三つの発想案を提示した。

**キーワード**：道德教育の目標、音楽科の特質、歌詞の指導、合わせる、鑑賞指導

---

\* 鹿児島大学教育学部 准教授

## 1. はじめに

平成20年3月に告示された新しい学習指導要領（以下、新指導要領）が、いよいよ平成23年度には小学校、平成24年度には中学校で全面的に実施されようとしている。

今回の改定は、平成20年1月17日の中央教育審議会答申<sup>\*1</sup>を受けて行われたが、その答申の中の「教育内容に関する主な改善事項」の一つに「道德教育の充実」が掲げられた。そしてそれが具体化される形で、改訂点の一つとして小中学校学習指導要領音楽科の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の中に次のように明記されたのである。

「第1章総則の第1の2及び第3章道德の第1に示す道德教育の目標に基づき、道德の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道德の第2に示す内容について、音楽科の特質に応じて適切な指導をすること。」<sup>\*2</sup>

これまで学校教育の中で道德教育が重要であることは理解されており、道德の時間を中心に実施されてきたわけだが、今回の改訂において教科の指導計画作成時の配慮事項としてはっきりと明記されるに至った。そのことは学習指導要領改訂上の大きな変化と捉えることができる。

しかし、まだ改訂されて間もないこともあり、音楽科における道德教育の取扱いについて十分に検討されているとは言い難い状況がある。

そこで本研究では、まず小中学校の音楽科教育と道德教育の関係、そして道德教育につながる音楽科の特質について新指導要領の記述を中心に検討するとともに、小中学校の音楽科における道德教育のあり方について考察することとした。

## 2. 音楽科教育と道德教育の関連について 一目標の比較から一

はじめに小中学校の新指導要領における音楽科教育の目標について押さえておきたい。目標文は次のようになっている。

小学校：表現及び鑑賞の活動を通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育てるとともに、音楽活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う。<sup>\*3</sup>

中学校：表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽を愛好する心情を育てるとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽活動の基礎的な能力を伸ばし、音楽文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。<sup>\*4</sup>

まず音楽科の基本には、音楽活動がある。この活動は歌唱、器楽、創作を含む表現と鑑賞という二領域に分けられている。学校現場の特徴としては、この活動が集団で行われる場面が多いということが挙げられよう。個々人がそれぞれ活動に取り組むわけではあるが、多くの場合、一つの楽曲表現に皆で取り組んだり、全員で楽曲を鑑賞しながら学びを深めるということが行われている。

このような活動を通して育成することを目指す力として、音楽を愛好する心情、感性、音楽活動の基礎的な能力が挙げられているが、筆者はこの中でも感性が特に重要であると考えている。

感性は人間が自分の周りの世界を捉えるために欠かすことができない最も基礎的な能力である。感性が豊かになるとは、世界の多様な事象、多様な価値観をそれぞれに応じた多様さとして捉えられるようになることにつながるのである。この感性が広がり豊かになるからこそ、音楽を愛好する心情や音楽活動の基礎的な能力も育つと筆者は考えている。

また今回の改訂では中学校の目標に「音楽文化についての理解を深め」という一文が加えられた。日本はおろか世界に目を向け音楽文化について理解させるということは、音楽科が本来担っていた重要な役割である。これまで目標には掲げられていなかったが小中学校ともに音楽科教育の重要なねらいとして認識されてきたものである。中学校だけとはいえ目標に明文化されたことは音楽科の担うべき役割の一つをはっきりと示したという意味で大きな改善と言えよう。

そして音楽科の最終目標として掲げられているのが「豊かな情操を養う」ということである。情操とは高等な感情のことであるが、音楽という美的なものによって養われる情操は美的情操である。しかしこの目標文では美的情操ではなく「豊かな情操」とされている。

このことについて中学校学習指導要領解説音楽編（以下、解説音楽編）では次のように述べている。

「美的情操とは、例えば音楽を聴いてこれを美しいと感じ、更に美しさを求めようとする柔らかな感性によって育てられる豊かな心のことである。このような美しさを受容し求める心は、美だけに限らずより善なるものや崇高なるものに対する心、すなわち、他の価値に対しても通じるものである。したがって、教科の目標では美的情操を養うことを中心にはするものの、学校教育の目標が、豊かな人間性の育成を目指すものであるところから、ここでは、豊かな情操を養うことを示しているのである。」\*5

音楽の目標文の最後で情操に関して拡大的な解釈が行われていることに筆者は全面的に同意はできない。しかし、美の価値観には純粋に美だけでなく崇高など様々な範疇があるという考え方もある。このような考え方に立つと、美の一つである音楽美から受ける美的情操が、学校教育の目標である豊かな人間性の育成につながり糧するものであることも理解できる。多様な音楽美に接することで子どもたちに湧き起こる多様な感情が、学びの深まりによってより高等な感情即ち情操として養われていくことは極めて大切なことである。

次に小中学校の道徳教育の目標について見てみる。

新指導要領では、道徳教育についてまず第1章総則の第1の2において、「学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、（小学校では加えて「外国語活動」）総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒（小学校では「児童」）の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない」\*6と示され、前項でもふれたように各教科でも道徳教育に取り組むことがはっきりと謳われた。そして、その目標は次のように述べられている。

「道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の

精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。」\*7

この長い文章を学習指導要領解説道徳編（以下、解説道徳編）では次のように8つの部分に分けて整理している。\*8

道徳教育は

- ①教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、
- ②人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、
- ③豊かな心を持ち、
- ④伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、
- ⑤公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、
- ⑥他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し
- ⑦未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、
- ⑧その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

では上記道徳教育の目標の各部分に対して音楽科教育はどのように関連づけて考えることができるのか、音楽科教育の目標を踏まえつつ考察する。

#### ①「教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき」について

この部分は日本における教育政策の法的根拠について述べたものであり、当然音楽科教育もこれに基づいていなければならない。

#### ②「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし」について

この部分は、人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念が広く人間関係や他者との関係の中で学ばれるものであることを示していると解釈できよう。音楽科教育ではまず歌唱分野における歌詞指導から感じ取らせたり考えさせたりすることができるだろう。学習段階が進めば歌詞のない音楽表現にこめられた人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念を感じ取らせることも可能である。器楽や鑑賞での指導もあり得るといえることである。またこの学習が集団活動での協力の中で行われるということに大きな意義があると言えよう。

#### ③「豊かな心を持ち」について

「豊かな心」について、解説道徳編では「例えば、他人を思いやる心や社会貢献の精神、生命

を大切にし人権を尊重する心、美しいものや自然に感動する心、正義感や公正さを重んじる心、他者と共に生きる心、自立心や責任感など」\*<sup>9</sup>と例示している。主に集団による音楽活動を通じて感動体験を味わわせ美を享受させる音楽科教育は、内容全体が関わるものであり、当然最も深く担うべき目標の一つであると言えよう。

#### ④「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに」について

音楽は文化の一つであり、活動を通して音楽を学ぶ音楽科教育は、当然この目標に深く関わってくる。中学校の目標にもある「音楽文化についての理解を深める」ことについては、日本古来から現在に受け継がれてきた音楽ももちろんその対象である。特に前回改訂から和楽器実技が中学校において必ず取り扱われるようになったこと、そして今回の改訂で鑑賞において小学校中学年での教材選択の観点に「我が国の音楽」が新しく位置づけられたことを考え合わせれば、日本の伝統と文化を大切に、さらに継承・発展させるための基盤となる能力や態度の育成に音楽科教育が果たす役割は大きいと言える。

#### ⑤「公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め」について

小さい社会と言われる学校社会の中で、集団活動の多い音楽科教育の場は公共の精神を学ぶ場だと言うことができる。特に合唱や合奏等の集団で取り組む音楽活動においては、公共の精神を高めていくことがよりよい演奏表現につながり、実感として学びの成果を味わわせることができる。

#### ⑥「他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し」について

他国を尊重するという事の中には、他国の文化をそれぞれ固有の文化として尊重しながら受け入れ理解していくということが含まれよう。音楽科教育では表現・鑑賞の活動を通じて多様な海外の異文化に触れることが可能である。その活動によって育まれ豊かになっていく感性は、他国を尊重する感性として生きてくるものである。異文化を尊重し理解していくための基盤となる感性を育成する教科として音楽科は重要である。

#### ⑦「未来を拓く主体性のある日本人を育成するため」について

音楽科教育の表現や鑑賞の活動では様々な音楽的体験を主体的にさせることが可能である。演奏表現の向上を目指す活動、音楽そのものを自らが生み出していくという創作体験、ある意味常に新しい鳴り響きを生み出していると言える演奏場面の鑑賞体験、最新の楽曲の鑑賞体験等がそれに当たる。これらはいずれも未来を拓く体験とも言えるし、未来を拓く姿を学ぶ体験であるとも言えよう。このような学習場面を常に作りだしていくことが音楽科教育にとって大切である。

ここまで8つの部分に分けて整理された道德教育の目標のうち、②から⑦の6つの部分について、音楽科教育がどのように関連づけられるかを論じてきた。それぞれに音楽科は関連を持ち役割を担うことができると考えられる。しかし、ここまでの目標文は育てたい人間像（日本人像）

とも言える大きな目標となっており、解説道徳編でも「教育全体の目標にも通じるものである」\*<sup>10</sup>と述べられている。そこでこの大きな目標を目指すための目標として、⑧の文章があると考えられる。

では、⑧の文章はどのように解釈できるのであろうか。解説道徳編の記述をもとに考えてみたい。

### ⑧「その基盤としての道徳性を養うことを目標とする」について

総則に掲げられた目標では、上述②から⑦の資質を支える基盤となる道徳性を養うことが道徳教育の目標であるとされている。ここでいう道徳性については、学習指導要領第3章「道徳」の第1「目標」の中で「道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性」\*<sup>11</sup>というように述べられている。つまり道徳性は道徳的な心情、道徳的な判断力、道徳的な実践意欲と態度などで構成されると考えられているのである。ではこれらの様相はそれぞれどのような意味なのであろうか。解説道徳編の記述を整理すると次のようになる。\*<sup>12</sup>

○道徳的な心情：道徳的価値の大切さを感じ取り、善を行うことを喜び、悪を憎む感情のこと。人間としてのよりよい生き方や善を志向する感情である。道徳的行為への動機として強く作用するもの。

○道徳的な判断力：それぞれの場面において善悪を判断する能力。人間として生きるために道徳的価値が大切なことを理解し、様々な状況下において人間としてどのように対処することが望まれるかを判断する力。的確な道徳的判断力をもつことによって、それぞれの場面において機に応じた道徳的行為が可能になる。

○道徳的な実践意欲と態度：道徳的心情や道徳的判断力によって価値があるとされた行動をとろうとする傾向性を意味する。道徳的実践意欲は、道徳的心情や道徳的判断力を基盤とし道徳的価値を実現しようとする意志の働きであり、道徳的態度はそれらに裏付けられた具体的な道徳的行為への身構え。

また、この他に解説道徳編では道徳性の様相の一つとして道徳的習慣も挙げられている。これは基本的な生活習慣を含む日常的行動の在り方であるとしている。そしてこの道徳的習慣を含めた道徳的行為の指導も道徳性の育成において重要であるとしている。\*<sup>13</sup>

つまり道徳性とは、「道徳的な心情や判断力を育み、それが実践意欲につながり態度が形成され、そして道徳的行為になって現れるということ」ということになる。そしてこの一連の道徳的な心のあり方を指導することが道徳教育の目標であると言えるのではないだろうか。

この見解は児童・生徒の道徳性の育ちの姿を明快に述べてはいるが、しかし上記の解説では特に心情や判断力の解釈において、善悪という二面性を強調しすぎているように思われる。人が生きていく中で出会う場面は、善悪という二面性だけでは捉えきれない、もっと微妙な様々な諸相があるのではないだろうか。そこで道徳性について解説道徳編の中の「道徳性の発達と道徳教育」の項の記述を参照しまとめてみたい。\*<sup>14</sup>

道德性とは、人間としての本来的な在り方やよりよい生き方を目指してなされる道德的行為を可能にする人格的特性であり、人格の基盤をなすものである。人間らしいよさであり、道德的諸価値が一人一人の内面において統合されたものともいえる。すべての生命のつながりを自覚し、すべての人間や生命あるものを尊重し、大切にしようとする心に根ざして、向上心や思いやり、公德心などの道德的価値が形成されていくが、このようにして生まれた道德性は、個人の生き方のみならず、人間のあらゆる文化活動や社会生活を根底で支えているものである。

道德性の発達における留意点としては次の三点が挙げられる。

○よりよく生きる力を引き出すこと

よりよく生きようとする力を諸能力の発達に合わせて自らが引き出していくこと。そのために、自らの中によりよく生きようとする力があることに気づき、それを伸ばしていこうとする意欲を育む必要がある。

○かかわりを豊かにすること

体験等の広がりに合わせて豊かなかかわりを発展させていくこと。道德性は人間社会における様々なかかわりを通して発達する。道德性を発展させる主なかかわりは、自分自身、他の人、自然や崇高なもの及び集団や社会が考えられる。

○道德的価値の自覚を深めること

認識能力や心情等の発達に合わせて道德的価値の自覚を深められるようにしていく。そのためには人間らしさを表す道德的価値にかかわって道德的心情や判断力、実践意欲と態度などをはぐくみ、それらが一人一人の内面に自己の生き方の指針として統合されていくような働き掛けが必要である。それが道德性の発達につながっていく。

ここでの説明は、人間の発達という視点を持った見方がなされており、小中学校で育むべき道德性の説明として理解しやすい。特に3つの留意点は、道德性を指導しその発達を支援する学校教育において、とても大切な視点であると言えよう。

ここまでふれてきた道德性の捉えに対して、音楽科教育はどのように関連づけることができるのか。これについては次項で音楽科教育の内容面からの考察も含めて論ずることとする。

### 3. 道德教育につながる音楽科の特質

#### (1) 音楽科の特質と道德性

筆者は前項において音楽科教育と道德教育の関係について、新指導要領における両者の目標を比較しその関連を検討した。その検討から道德教育につながる音楽科の特質として、まず次の8点をあげることができる。

### 道徳教育につながる音楽科の特質

- ①感性を育て豊かにすることによって心情や技能も豊かになり、自分の周りの世界をその多様さに応じてより多面的、多角的に捉えられるようになること。
- ②歌唱分野における歌詞指導から感じ取らせたり考えさせたりすることができること。
- ③音楽表現に込められた道徳的心情を器楽表現や鑑賞で感じ取らせることも可能であること。
- ④表現・鑑賞の音楽学習が主に集団活動で進められること。
- ⑤音楽活動で感動体験を味わわせ音楽美を享受させることができること。
- ⑥音楽を通じて日本を含めた多様な文化、他国の異文化を尊重し理解することができること。
- ⑦主体的に体験活動をさせることができること。
- ⑧向上心を発揮させることができること。

では、これらの特質は、前項の最後で考察した道徳性を養うという道徳教育の目標にはどのようなつながるだろうか。

道徳性の諸様相には道徳的心情、道徳的判断力、道徳的实践意欲と態度、そして道徳的行為があげられていた。またそれらが発達していく上での留意点には、よりよく生きる力を引き出すこと、かかわりを豊かにすること、道徳的価値の自覚を深めること、があげられていた。

音楽科教育は表現及び鑑賞という「活動」が基盤にある教科である。集団内のコミュニケーションがとれ、向上心が発揮されているより良い音楽活動には、道徳的行為が伴ってくるであろうし、生きる力がよりよい形で発揮されるであろうし、周りの世界とのかかわりは豊かであろうし、道徳的価値の自覚を深める作用も働くものと考えられる。

上記8点の音楽科の特質はいずれも表現や鑑賞の「活動」の中で発揮されるものであるから、そのことを踏まえると、8点の特質それぞれが子どもたち一人一人の中でより伸びる方向で発揮されているときは、道徳性も統合的に発揮され養われていると考えられる。

ところで解説道徳編では、音楽科と道徳教育のつながりについて小中学校ともに教科目標を挙げながら次のように述べている。<sup>\*15</sup>

「音楽を愛好する心情や音楽に対する感性は、美しいものや崇高なものを尊重する心（中学校は「こと」）につながるものである。また、音楽による豊かな情操は、道徳性の基盤を養うものである。

なお、音楽の共通教材<sup>\*16</sup>は、我が国の伝統や文化、自然や四季の美しさや、夢や希望をもって生きることの大切さなど（中学校は「我が国の自然や四季の美しさを感じ取れるもの、我が国の文化や日本語のもつ美しさを味わえるものなど」）を含んでおり、道徳的心情の育成に資するものである。」

この記述は、音楽科教育の目標や共通教材に軽くふれているだけである。また育成する道德性についても道德性の基盤と道德的心情という一部があげられているにすぎない。音楽科の教科「内容」に踏み込んだ検討をしなければ、道德性を養うための音楽科教育のあり方を探ることはできないと考える。そこで次に、筆者の整理した音楽科の8点の特質を踏まえ新指導要領音楽科の「内容」を検討する。

## (2) 音楽科の教科「内容」と道德教育

新指導要領音楽科の内容は、教科目標をより具体化したものであり、広く解釈すればすべてが道德性を養うことに通じてしまうと言える。一方、内容一項目ずつについて道德教育との関連性を検討することも必要であるが、紙数の制約もあるのでそれは後日の機会にあらためて取り組むこととしたい。

そこで、先述した道德教育とつながる8点の音楽科の特質を踏まえ、特に強く道德教育とつながると考えられる教科「内容」の特徴的な記述をあげていくこととする。<sup>\*17</sup>

### ①「思いや意図をもって」表現すること

これは小学校の改訂で付け加えられた文言である。表現活動に取り組むときに内的な言語活動を伴わせる目的があると解釈できる。一方、道德教育の視点から考えると、音楽科の特質の特に①、②、③、⑦、⑧に関わる内容であり、道德性を養うことにつながる活動として位置づけることができる。

歌詞や曲想を感じそれにふさわしい表現をしようと考え工夫したり、ねらいをもって音楽づくりに取り組むということは、よりよい表現を志向し、価値ある表現を創造しようという向上心あふれる学習であり、道德性の発揮される学習活動であると言えよう。

### ②「合わせて」歌ったり演奏したりすること

これは小学校、中学校ともに今回の改訂で入れられた文言である。「合わせる」ことは心の通い合いであり、相手を理解したり大切にしたりするコミュニケーション能力を育てることにつながる。道德教育につながる音楽科の特質では、特に①、④、⑤、⑦、⑧に関わる内容と言え、道德性を養うことになる活動として位置づけることができる。

音楽は集団で取り組む学習形態が多いので、当然これまでも合わせるということは当たり前のように行われていた。しかし、今回新指導要領にこの文言が取り上げられたことで、あらためてその大切さが浮き彫りにされたと言えよう。

### ③多様な音楽文化に対応した教材の取り扱いと鑑賞活動

小学校では、特に鑑賞教材の取り扱いにおいて、低学年で「我が国及び諸外国のわらべうたや遊ぶうた」、中学年で「和楽器の音楽を含めた我が国の音楽」というように、これまで以上に「我が国」の音楽を取り扱うように改訂され、日本を含めた様々な音楽を鑑賞させる活動が重視されている。

また中学校では、表現教材の取り扱いにおいて、「民謡、長唄などの我が国の伝統的な歌唱のうち、地域や学校、生徒の実態を考慮して、伝統的な声の特徴を感じ取れるもの」という文章が付け加えられ、声による表現活動を含めて日本の伝統音楽を学ばせることを求める内容となった。

これまでの現状として、どうしても西洋音楽に片寄り日本の伝統音楽や郷土の音楽に対する取り組みが少ない傾向にあったことは否めない。世界の様々な音楽を含めて、多様な音楽を学ばせ感性を豊かにするという意味で改善されたといえることができる。

さらに中学校の鑑賞の指導事項では、「音楽の特徴をその背景となる文化・歴史や他の芸術と関連付け」たり、「音楽の多様性を感じ取」ったりすることが規定されている。また中学校の新指導要領では学年ごとの目標に「多様な」という文言が使われ、まさに多様な音楽文化について学ばせることを求める内容となっている。

このことは道德教育につながる音楽科の特質で言えば、特に①、②、⑤、⑥に関わる内容と言え、道德性を養う活動として位置づけることができる。

#### 4. 音楽科における道德教育について

前項において、道德性を養うことに強くつながると考えられる音楽科の新指導要領の内容について考察した。そこで本項では、その考察結果を踏まえ、道德性を養う音楽科の指導について三つの発想案を提示する。

##### 発想案① 「思いや意図をもって」表現することに焦点をあて、歌詞の意味から道德性を養う指導

楽曲は「語りあおう」を取り上げる。<sup>\*18</sup>

歌詞は右に示したとおりである。大意は、「見つめあい、語りあうことで君や仲間同士と心がつながり、心にぬくもりが生じ、生きていく元気が出てくる」という内容である。

この曲を大意だけ捉えさせて指導することも可能ではあるが、表面的な扱い、感じ方になりかねない。また一言一言にこだわり過ぎても音楽表現として不自然になる恐れがある。

そこで大意をキーワードで整理しながら考えていくことを提案したい。

まず、「あう」ということに注目させる。「あう」という響きには様々な言葉が当てはまる。会う、合う、逢う、遇う……など。さらに「あう」は「あい」に通じる。会い、合い、逢い、そして愛。

語りあおう

見つめあおう 語りあおう  
君とともに 心つないで  
見つめあおう 語りあおう  
君とともに このぬくもりを

苦しみを わちあう  
すばらしい仲間  
ほほえみが 今よみがえる  
やさしさが

見つめあおう 語りあおう  
君とともに 生きていこうよ

そのような「あう」「あい」の気持ちを持てると、自然に心もつながるし、ぬくもりも出てくるし、ほほえみもよみがえるし、やさしさも広がる。また苦しいことも分かち合えるようになる。

そのような関係が君という存在であり、仲間という関係である。そして「生きる」とは、そんなふうに関わりとつながっていくことなのではないか。

このような歌詞の学習は、よりよく生きる力を引き出す、かかわりを豊かにする、道德的価値の自覚を深めるという、道德性を発達させる三つの留意点を踏まえた学習となる。

教師と子どもたちで、まさに語り合いながら歌詞の思いを掘り下げ合唱していくこの学習活動は、音楽教育における道德教育として成立していくと考える。

### 発想案② 「合わせて」歌ったり演奏したりすることに焦点をあてる表現活動

合わせることは音楽において様々に生じる。大人数での合唱や合奏はもちろん魅力的である。しかし、取り組みに温度差が生じる場合もあるし、教師の目と耳が一人一人の子どもに行き届きにくくなることもある。

そこで、少人数から始める「合わせる」活動を提案したい。

まずは二人から始める。短い旋律でもよいし、打楽器を一音だけ鳴らすような活動でもよい。子どもたちは合わせるために、呼吸を合わせたり手で合図するなど様々な工夫を考え出すはずである。それこそがこの活動のねらいである。主体的な体験活動が起こってくる。また感性の発揮と育成が図られる活動である。

そして二人からの心の寄り添い合いが、三人、四人と広がっていき、やがて全員にまで広がっていけば、すばらしい心のつながりが発揮され、協力する姿が実現されるのではないだろうか。さらにそのような状態から生み出される音楽はきっとすばらしい鳴り響きとなり、感動体験につながっていくと想像できる。

この活動もよりよく生きる力を引き出す、かかわりを豊かにする、道德的価値の自覚を深めるという、道德性を発達させる三つの留意点を踏まえた学習となっていると言えよう。

### 発想案③ 鑑賞活動による多様な音楽文化の学習を通じた指導

鑑賞はいろいろな音楽を取り上げやすい活動である。従って多様な音楽文化や異文化について学習させるには最もふさわしい活動の一つと言える。

音楽文化の多様さを学ばせる際のキーワードは「比較」である。それもテーマを設定して比較聴取させると良い。地域や時代が隔たるようにテーマ設定すれば音楽表現に差異が生じやすくなり、子どもたちは興味深く鑑賞できるはずである。

例えば「歌声の不思議」というテーマを設定する。日本を含めた世界各国の歌声を比較聴取させ、特徴を話し合わせたり、できるようであれば発声を真似させたりするのである。

鑑賞活動で楽曲を深く学ばせたいと考えると、どうしても一曲だけを丁寧に扱うということに

陥りがちになるので注意したい。

## 5. まとめ

本研究では、小中学校の音楽科教育における道德教育について、平成20年3月に告示された新学習指導要領の記述内容の検討を通して考察し、道德教育につながる音楽科の特質について8点の項目を導き出した。そして道德性との関係を考察した上で具体的指導の提案として三つの発想案を提示した。

各教科がその特質に応じて道德教育を適切に指導するという今回の改訂で、今後音楽科に求められるのは、道德教育の目標を踏まえた上での教材の吟味、研究と指導法の工夫である。特に歌詞の指導等教材選択は重要な視点である。

しかし、本研究では新指導要領の目標レベルにおける研究が中心となったため、まだ具体的な実践研究に入っていない。また新学習指導要領道德の内容と音楽科教育のつながりについては十分検討できていないのが実情である。

さらに解説道德編では「各教科等の指導を通じて生徒の道德性を養うための視点」として①道德教育と各教科等の目標、内容及び教材とのかかわり、②学習活動や学習態度への配慮、③教師の態度や行動による感化、の3点を挙げているが<sup>\*19</sup>、音楽科における②及び③の研究も未着手の状態である。

今後は、音楽科教育における道德教育の指導法や教材の開発、道德の内容と音楽科教育のつながりの分析、道德性を養う視点に立った音楽授業のあり方や音楽教師のあり方を追究することを課題として、音楽科教育における道德教育についてさらに研究を深めたいと考えている。

## 【注】

- \* 1 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」(答申)(平成20年1月17日)
- \* 2 文部科学省：小学校学習指導要領，東京書籍，2008年，81頁  
文部科学省：中学校学習指導要領，東山書房，2008年，77頁
- \* 3 文部科学省：小学校学習指導要領，東京書籍，2008年，75頁
- \* 4 文部科学省：中学校学習指導要領，東山書房，2008年，74頁
- \* 5 文部科学省：中学校学習指導要領解説 音楽編，教育芸術社，2008年，9頁
- \* 6 文部科学省：小学校学習指導要領，東京書籍，2008年，13頁  
文部科学省：中学校学習指導要領，東山書房，2008年，15頁
- \* 7 文部科学省：小学校学習指導要領，東京書籍，2008年，13頁  
文部科学省：中学校学習指導要領，東山書房，2008年，15頁
- \* 8 文部科学省：小学校学習指導要領解説 道德編，東洋館出版社，2008年，24 - 28頁  
文部科学省：中学校学習指導要領解説 道德編，日本文教出版，2008年，25 - 29頁
- \* 9 文部科学省：中学校学習指導要領解説 道德編，日本文教出版，2008年，26頁
- \* 10 文部科学省：小学校学習指導要領解説 道德編，東洋館出版社，2008年，24頁  
文部科学省：中学校学習指導要領解説 道德編，日本文教出版，2008年，25頁

- \* 11 文部科学省：小学校学習指導要領，東京書籍，2008年，102頁  
文部科学省：中学校学習指導要領，東山書房，2008年，112頁
- \* 12 文部科学省：小学校学習指導要領解説 道德編，東洋館出版社，2008年，28頁  
文部科学省：中学校学習指導要領解説 道德編，日本文教出版，2008年，28 - 29頁
- \* 13 文部科学省：小学校学習指導要領解説 道德編，東洋館出版社，2008年，28頁  
文部科学省：中学校学習指導要領解説 道德編，日本文教出版，2008年，29頁
- \* 14 文部科学省：小学校学習指導要領解説 道德編，東洋館出版社，2008年，16 - 18頁  
文部科学省：中学校学習指導要領解説 道德編，日本文教出版，2008年，16 - 18頁  
道德性については次のように書かれている。  
「道德性とは、人間としての本来的な在り方やよりよい生き方を目指してなされる道德的行為を可能にする人格の特性であり、人格の基盤をなすものである。それはまた人間らしいよさであり、道德的諸価値が一人一人の内面において統合されたものといえる。  
すべての生命のつながりを自覚し、すべての人間や生命あるものを尊重し、大切にしようとする心に根ざして、向上心や思いやり、公德心などの道德的価値が形成されていく。  
こうしてはぐくまれた道德性は、個人の生き方のみならず、人間のあらゆる文化活動や社会生活を根底で支えている。  
初めて出会う人々とも仲よく交流したり、異なった文化や習慣を受け入れたりして、人々が協力してよりよい社会を創っていくことができるのは、道德性をもっているからである。道德性は、人間が人間として共によりよく生きていく上で最も大切にしなければならないものである。」
- \* 15 文部科学省：小学校学習指導要領解説 道德編，東洋館出版社，2008年，105頁  
文部科学省：中学校学習指導要領解説 道德編，日本文教出版，2008年，110頁
- \* 16 小学校の共通教材は歌唱に関するもので、16曲の文部省唱歌を中心にわらべうたや日本古謡など次の楽曲である。  
〔第1学年〕「うみ」「かたつむり」「日のまる」「ひらいたひらいた」  
〔第2学年〕「かくれんぼ」「春がきた」「虫のこえ」「夕やけこやけ」  
〔第3学年〕「うさぎ」「茶つみ」「春の小川」「ふじ山」  
〔第4学年〕「さくらさくら」「とんび」「まきばの朝」「もみじ」  
〔第5学年〕「こいのぼり」「子もり歌」「スキーの歌」「冬げしき」  
〔第6学年〕「越天楽今様（歌詞は第2節まで）」「おぼろ月夜」「ふるさと」「われは海の子（歌詞は第3節まで）」  
中学校の共通教材も歌唱に関するもので、以下の7曲である。前回の学習指導要領改訂の際掲載されなくなったが、今回の改訂で再び示されることとなった。  
「赤とんぼ」「荒城の月」「早春賦」「夏の思い出」「花」「花の街」「浜辺の歌」
- \* 17 文部科学省：小学校学習指導要領，東京書籍，2008年，75 - 82頁  
文部科学省：中学校学習指導要領，東山書房，2008年，74 - 79頁
- \* 18 三善晃ほか25名：小学音楽 音楽のおくりもの6，教育出版，2005年，30 - 31頁
- \* 19 文部科学省：小学校学習指導要領解説 道德編，東洋館出版社，2008年，102 - 103頁  
文部科学省：中学校学習指導要領解説 道德編，日本文教出版，2008年，107 - 108頁